社会福祉法人

クローバー福祉会

行　動　計　画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

【計画期間】

令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

【目標と取組内容・実施時期】

目標１：管理・監督職員への女性の登用の促進を図る。

※令和８年４月～　管理職候補の女性職員を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。

目標２：一人当たりの有給休暇取得日数を６日以上とする。

※令和８年４月～　職員への周知啓発を行い、年休を取りやすい職場づくりを進める。

目標３：職員全員の所定外労働時間を年間 60 時間以内とする。

※令和８年４月～　全職員の所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い職員に個別に働きかけを行う。

目標４：男女ともに育児休業取得率 100％を目指す。

※令和８年４月～　復帰者に対して、「面談シート」を作成し、安心して休業できる体制を構築する。

目標５：業務遂行上特に重要な腰痛予防対策やリフレッシュの機会を設定する。

※令和８年４月～　職員の健康維持・向上を図るため、予防体操の実施やスポーツジム（法人会員）の活用の機会を設ける。